

六五 因ル

人事業主側ニ在リテハ右莫願ノ中心ニ協議ノ結果

ハ常備者ニ対シテハ実働時間ノ七分

ハ其他ノ従業員ニ對シテハ五分

ノ値上ヲ為スコトニ決ス

四月三日正午前記代表ノ會社事務所ニ招致シ

森 忠 昭ヨリ叙上決定事項ヲ傳ヘタルニ代表ハ斯ノ如

キ程度ノ賃上ニテハ到底承認シ能ハスコトナレ再考ヲ求ム

ルコトハ引揚ケスリ

又従業員側代表ハ事業主側ニ再考ヲ求ムルト共ニ組合トシテ

改メテ賃上ノ標準ニ關スル左記私案ヲ作成四月六日事業主

側ニ提示セリ

ハ常備日給 一圓五十錢未滿ノモノハ一日ニ付十錢ヲ増給

スルコト

ハ合 一圓五十錢以上ニ圓五十錢未滿ノモノハ一日

ニ付十錢増給スルコト

ハ合 一圓五十錢以上ノモノハ一日ニ付十五錢増給

スルコト

ハ合 請負者ニ支給セザルコト

ハ合 中請負常備双方ニ亘ル時ハ常備ノ分ノ計算ニテ支給スル

コト

3. 事業主側ニ在リテハ右私案ニ付従業員側代表福本直ニ外ニ

名ヨリ説明シ求メ種々折衝ノ結果大体之ヲ承認スルコト

ナリ左記条件ニテ解決ヲ見タリ

ハ合 先此ルニ従業員中ニハ代表ノ採ルル措置ニ不備ヲ抱キ翌四月

七日就業時ヨリ「サボ」ニ入り就業セズ不穩ノ形勢ヲ示シ遂

轉スルヤニ決メラレタルハ前記代表ノ説得効ヲ奏シ午前九